

## (仮称) 藤沢市こどもの「いま」と「みらい」応援基金条例 (素案)

### 1 目的についての規定

全てのこどもが、「いま」というかけがえのない時間を幸せに生きることができ、「みらい」に夢や希望をもって進んでいくことができるよう、こども自身の想いや声を尊重し、多様な主体が協働してこどもの健やかな成長を後押しできる社会を実現するため、(仮称) 藤沢市こどもの「いま」と「みらい」応援基金(以下「基金」という。)を設置することを規定します。

### 2 積立額についての規定

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによるものとします。

### 3 積立てについての規定

基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとします。

- (1) 寄附金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

### 4 管理についての規定

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないものとします。

また、基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとします。

## 5 運用益金の処理についての規定

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとします。

## 6 処分についての規定

基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるものとします。

- (1) こどもの生活、居場所及び経験や体験を充実させるために有用な事業
- (2) こどもへの支援を行う地域団体等の事業の円滑な実施に資する事業
- (3) こどもの発案又は企画に基づき、こども自身が市と協働して実施する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する事業

## 7 委任についての規定

この条例の施行について必要な事項は、市長が定めるものとします。

以 上